

学校保健安全法による感染症の出席停止期間

〈学校感染症〉

種類	感染症名	出席停止期間
第一種	感染症法の一類及び二類 感染症（結核を除く）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症※	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

※その他の感染症の例（条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症）

- ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑
- ・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス、ノロウイルス等）

